

中継ポンプ施設水路施設汚泥処分業務委託仕様書

この仕様書は、排出事業者 市川市（以下「委託者」という。）と処分業者（以下「受託者」という。）において、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の処分業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 中継ポンプ施設水路施設汚泥処分業務委託
- 2 業務目的 本業務は、市内に設置されている中継・仮設ポンプのポンプピット内から排出された汚泥を、適切に処分することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市大町 4 3 0 番地先 大町中継第 1 ポンプ施設 外 7 0 箇所
- 4 委託期間 契約日の翌日～令和 9 年 3 月 3 1 日
- 5 産業廃棄物の種類及び数量

種 類	無機性汚泥
予定数量	150 m ³
- 6 処分の場所の所在地、方法
契約の際に契約書に明記するものとする。
※発生する無機性汚泥の処理施設までの運搬距離が市川市南八幡 2 丁目 2 0 番 2 号を起点として半径 15km 以内であること。
- 7 業務内容
 - (1) 受託者は、収集した別紙 1 廃棄物データシートに示す産業廃棄物（無機汚泥）を多少にかかわらず全量を適切に処分するものとする。なお、委託された廃棄物を可能な限り再資源化し、最終処分量の削減に努めること。
受託者は、産業廃棄物の処分に当たっては、施設利用者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。
 - (2) 産業廃棄物の処分の方法
 - ア) 処分に当たっては、飛散流出しないようにすること。
 - イ) 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ウ) 処分のための施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

(3) 事業の透明性について

受託者は、「5.産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物について、別紙2に定める事業の透明性に係る情報を業務開始前に委託者に提出すること。ただし、やむを得ない理由により提出できない情報がある場合は、当該情報を提出できない理由を書面等により、委託者へ説明し、承諾を得ること。なお、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者の提出は不要とする。

8 廃棄物の適正処分のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処分のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) その他取り扱う際に注意すべき事項

9 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) 処分終了時にあっては、マニフェスト D 票を委託者に送付するものとする。
- (2) 最終処分終了時にあっては、マニフェスト E 票を委託者に送付するものとする。
- (3) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによる。
- (4) 電子マニフェストの利用を希望する場合は、委託者と協議すること。

10 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (3) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (4) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

11 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了後、業務完了届及び年間処分一覧表を月の終了の日から10日以内に委託者に提出するものとする。

12 契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の処分業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の処分の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

13 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

14 その他

- (1) 当該産業廃棄物の処分に必要な各種許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項の対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、**廃棄物情報の提供に関するガイドライン(令和7年12月 環境省 環境再生・資源循環局)****添付資料2 廃棄物データシート(WDS)の記載方法**を参照ください。

※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年1月5日		記入者 西野 佳知																															
2	排出事業者の名称等	名称	市川市	所属	下水道部 河川・下水道管理課																														
		所在地	〒 272-8501 市川市八幡1丁目1番1号	担当者	西野 佳知																														
				TEL	047-712-6354																														
				FAX	047-712-6355																														
3	廃棄物の名称	無機汚泥																																	
4	廃棄物の発生工程 ☐ 工程図等添付	ポンプピット内から発生する無機汚泥																																	
5	廃棄物の種類 ☒ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他 () ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銹さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)																																	
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン																																	
7	廃棄物の組成・成分情報 ☐ 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質 ☐ その他主要成分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物質名又は品名</th> <th>量・濃度</th> <th>CAS登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																											
物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																																	
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) 硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) アンチモン (×) その他 ()																																	

9	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 ☐ 有 ・ ☒ 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)
10	有害特性 ☐ 有 ・ ☒ 無 ☐ 不明 参考	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ☐ 固形 ☒ 泥状 ☐ 液状 → 粘性 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強) 臭気 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 (臭気種類:) 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 水分(%)
12	品質安定性	経時変化(☐ 有 ・ ☒ 無) 有る場合は具体的に記入()
13	荷姿	☐ 容器 () ☒ 車両 (バキューム車) ☐ その他 ()
14	排出頻度 数量	頻度: (☐ スポット ☒ 継続予定) 数量: (150) ☐ kg ☐ t ☐ リットル ☒ m³ ☐ 本 ☐ 缶 ☐ 袋 ☐ 個 / ☐ 年 ☐ 月 ☐ 週 ☐ 日
15	特別注意事項 保護具 応急処置 漏洩時措置 火災時措置 その他	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ☐ ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他 () ☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気のある場所へ移動し安静にする ☐ その他 () ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 目に入った場合 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他 () 除去方法: ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☐ その他 () 除去作業時の注意: ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 () 水による消火 ☐ 可 ☐ 不可 → 消火方法 () ☐ 有 ☐ 無
16	その他の情報	SDS (☐ 有 ・ ☒ 無) 分析表 (☐ 有 ・ ☒ 無) サンプル (☐ 有 ・ ☒ 無) 有の場合 → ☐ 均一 ☐ 不均一 ☐ 疑似サンプル 写真 (☐ 有 ・ ☒ 無) その他 (☐ 有 ・ ☒ 無) 具体的には → ()

<変更履歴／内容確認欄>

No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容／備考

事業の透明性に係る情報項目

	情報項目	適 用		備 考
		収集 運搬	処分	
1	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○	中間処理施設、最終処分場について作成
2	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程		○	中間処理施設、最終処分場について作成
3	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○		産業廃棄物の種類ごと
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○	産業廃棄物の種類ごと
4	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		○	焼却・廃石綿等溶融・PCB処理、最終処分の場合
5	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		○	焼却の場合

- ・「５．産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物が対象
- ・詳細については、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル（改訂令和２年１０月）環境省」を参照すること。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 金 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

産業廃棄物 再生利用実績報告書

報 告 日

委 託 名	
契 約 期 間	

処 理 業 者	
処 理 施 設 名 称	

再生利用実施状況

廃棄物の種類	受入量 (t)	再生利用量 (t)	残渣・最終処分量 (t)	再生利用率 (%)	再生利用の手法
合計	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	